

別表 入札参加者を選定するための技術審査及び総合評価のための技術評価基準

評価項目	評価内容	判断基準	技術審査 (評価点)	技術評価 (評価点)	内容に関する留意事項	様式	添付資料
【参加表明書】					・参加表明書（様式－１）に添付する様式は、様式－２～１０に示すとおりとし、Ａ４判１枚以内とする。 なお、文字サイズは１０ポイント以上とする。	様式－１	
企業の経験 及び業務実 施能力	当該部門の建設コンサル タント登録状況	下記の順位で評価する。 ①当該業務に関する部門（道路部門）の建設コンサルタント登録がある。 ②当該業務に関する部門（道路部門）の建設コンサルタント登録がない。 なお、上記①に該当しない場合は加点しない。	3	－	・建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）の登録状況（登録業者名、登録番号、登録年月日及び登録部門等）を記載する。	様式－２	
	平成30年度以降の同種 又は類似業務の実績の内 容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記①②に該当しない場合は指名しない。  同種業務：自動車専用道路における道路設計 類似業務：道路法上の道路における道路設計	10	－	・会社が過去に請け負った主な業務について記載する。 ・記載する業務は、平成30年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務は、左記に示す同種又は類似業務とし、記載件数の上限は1件とする。 ・我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等においては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。	様式－３	実績を証明できる書類 例）・テクリス（写） ・契約関係書類（写）
業務実施体 制	業務実施体制（下請負若 しくは委任の内容）の妥 当性	業務実施体制において、下請負若しくは委任の内容が主たる部分若しくは秘密保持に係る部分である場合には指名しない。 なお「主たる部分」とは調査等共通仕様書1-19-1に示される部分をいう。	－	－	・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を下請負、委任又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、下請負先、委任先、協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を下請負又は委任してはならない。なお「主たる部分」とは調査等共通仕様書1-19-1に示される部分をいう。 ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者について記載する。また、現場作業責任者を配置する場合にあっては、現場作業責任者についても記載する。 ・担当技術者については、管理技術者の下で当該業務及び打合せ等を主体的に実施する主任的立場の技術者について記載する。なお、業務分野ごとに主任的立場の技術者を複数配置する場合は、その分野ごとの担当技術者を記載する。	様式－４	
管理技 術者	技術者が有する技術 者資格及びその専門 分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士[建設部門（道路）]、[総合技術監理部門（上記の部門に該当する選択科目）]を有し、技術士登録を行っている者。当該業務の関連分野の博士（工学）。 ②技術士[建設部門（土質及び基礎）（鋼構造物及びコンクリート）（施工計画・施工設備及び積算）]、[総合技術監理部門（上記の部門に該当する選択科目）]を有し、技術士登録を行っている者。RCCM（道路部門）又は土木学会認定土木技術者[特別上級、上級、1級]（設計）有する者。 なお、上記①②に該当しない場合は指名しない。	4	4	・配置予定技術者について、経歴等を記載する。 ・外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣又は旧建設大臣の認定を受けている必要がある。ただし、RCCM試験合格者はRCCM登録者等と同等とする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。なお、管理技術者以外の配置予定技術者においても同様とする。	様式－５	・資格を証明できる書類 （写）
	平成25年度以降の 同種又は類似業務 の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記①②に該当しない場合は指名しない。  同種業務：自動車専用道路における道路設計 類似業務：道路法上の道路における道路設計	4	4	・配置予定技術者が過去に従事した主な「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成25年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務は、左記に示す業務とし、記載件数の上限は1件とする。 ・参加表明書の提出者以外が契約した業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。 ・我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等においては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。	様式－６	実績を証明できる書類 例）・テクリス（写） ・契約関係書類（写）  ※業務1件につき、A4判1 枚までの図面、写真等の添付 を行ってよい。
	提出された平成25 年度以降の同種又は 類似業務の業務成績	同種業務の実績として提出のあった業務成績（業務実績が複数ある場合は評定点の高いもの）を下記の順位で評価する。 また、類似業務の業務成績（業務実績が複数ある場合は評定点の高いもの）については、その評定点が区分されるべき①から⑥までの段階よりも1段階低位に評価する。 ①85点以上 ②85点未満80点以上 ③80点未満75点以上 ④75点未満70点以上 ⑤70点未満65点以上 ⑥65点未満 なお、⑥又は実績がない場合は加点しない。	8	－	・提出された同種又は類似業務の実績の評定点により評価を行う。		・提出された業務の成績評定 通知書（写） ※様式－６に添付する

評価項目	評価内容	判断基準	技術審査 (評価点)	技術評価 (評価点)	内容に関する留意事項	様式	添付資料
配置予定技術者の経験及び業務実施能力	管理技術者及び担当技術者として従事している手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	下記の順位で評価する。 ① 1億円未満で3件未満 ② 1億円以上で3件未満 ③ 1億円未満で3件以上 ④ 1億円以上で3件以上  なお、管理技術者及び担当技術者として従事している手持ち業務の契約金額の合計が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上の場合には指名しない。	5	5	・手持ち業務は、令和5年9月1日現在、管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務を対象とし、当社以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する（本契約は含まない）。また、手持ち業務の履行月数の割合に応じた金額が500万円以下であっても、契約金額が500万円以上であれば手持ち業務として取り扱う。なお、手持ち業務の契約金額を手持ち業務の履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数（本契約の公示日から業務履行期限（工期末）までの期間が属する年度に含まれる月数の合計をいうものとし、各月の日数に比例なく、ひと月単位として算定する。）を乗じた金額を手持ち業務量の金額として評価する。また、設計共同体として受注した業務の場合は、更に出资比例を乗じた金額とする。 ・プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者及び担当技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。なお、プロポーザル方式で特定後未契約の場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。	様式-5	・内訳は別記様式「手持ち業務の状況について（詳細）」へ記載し、様式-5へ添付する
	当該業務における平成30年度以降の技術者表彰、業務表彰経験の有無（NEXCO東日本、中日本及び西日本の表彰）	下記の順位で評価する。 ① 支社長表彰の経験がある ② 所長表彰の経験がある なお、上記①②に該当しない場合は加算しない。	—	4	・当該業務における技術者表彰、業務表彰経験の有無について記載する。 ・記載する業務は、NEXCO東日本、中日本及び西日本の発注した業務のうち、平成30年度以降に完了した業務とする。	様式-5	・表彰の写し
	本公告の前年度から起算した過去5年間のNEXCO東日本、中日本及び西日本の発注した同種又は類似業務の業務実績	管理技術者として従事した本公告の前年度から起算した過去5年間のNEXCO東日本、中日本及び西日本の発注した同種又は類似業務の業務実績の最高点を、次の①から⑥までの6段階に区分して評価する。ただし、類似業務の場合は、その評定点が区分されるべき①から⑥までの段階よりも1段階低位に評価する。  ① 85点以上 ② 85点未満80点以上 ③ 80点未満75点以上 ④ 75点未満70点以上 ⑤ 70点未満65点以上 ⑥ 65点未満 なお、⑥又は実績がない場合は加算しない。	—	9	・配置予定管理技術者が過去に従事した全ての「同種又は類似業務」の成績について記載する。 ・記載する業務は、NEXCO東日本、中日本及び西日本の発注した業務のうち、平成30年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務は、同種業務を優先して記載するものとし、同種業務の成績を有していない場合は類似業務に記載するものとする。 ・参加表明書の提出者以外が契約した業務を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。	様式-7	実績を証明できる書類例）・テクリス（写） ・契約関係書類（写） ・提出された業務の成績評定通知書（写）
	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士〔建設部門（道路）〕、〔総合技術監理部門（上記の部門に該当する選択科目）〕を有し、技術士登録を行っている者。当該業務の関連分野の博士（工学）。 ② 技術士〔建設部門（土質及び基礎）（鋼構造物及びコンクリート）（施工計画・施工設備及び積算）〕、〔総合技術監理部門（上記の部門に該当する選択科目）〕を有し、技術士登録を行っている者。RCCM（道路部門）又は土木学会認定土木技術者〔特別上級、上級、1級〕（設計）有する者。 なお、上記①②に該当しない場合は指名しない。	4	4	・配置予定技術者について、経歴等を記載する。 ・外国資格を有する技術者の取扱いは、管理技術者と同様とする。	様式-5	・資格を証明できる書類（写）
平成25年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、上記①②に該当しない場合は指名しない。  同種業務：自動車専用道路における道路設計 類似業務：道路法上の道路における道路設計	4	4	・配置予定技術者が過去に従事した主な「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成25年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務は、左記に示す業務とし、記載件数の上限は1件とする。 ・参加表明書の提出者以外が契約した業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。 ・我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等においては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。	様式-6	実績を証明できる書類例）・テクリス（写） ・契約関係書類（写） ※業務1件につき、A4判1枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。	
提出された平成25年度以降の同種又は類似業務の業務実績	同種業務の実績として提出のあった業務実績（業務実績が複数ある場合は評定点の高いもの）を下記の順位で評価する。 また、類似業務の業務実績（業務実績が複数ある場合は評定点の高いもの）については、その評定点が区分されるべき①から⑥までの段階よりも1段階低位に評価する。  ① 85点以上 ② 85点未満80点以上 ③ 80点未満75点以上 ④ 75点未満70点以上 ⑤ 70点未満65点以上 ⑥ 65点未満 なお、⑥又は実績がない場合は加算しない。	7	8	・提出された同種又は類似業務の実績の評定点により評価を行う。		・提出された業務の成績評定通知書（写） ※様式-6に添付する	

評価項目	評価内容	判断基準	技術審査 (評価点)	技術評価 (評価点)	内容に関する留意事項	様式	添付資料
照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士[建設部門(道路)]、[総合技術監理部門(上記の部門に該当する選択科目)]を有し、技術士登録を行っている者。当該業務の関連分野の博士(工学)。 ②技術士[建設部門(土質及び基礎)](鋼構造物及びコンクリート)(施工計画・施工設備及び積算)、[総合技術監理部門(上記の部門に該当する選択科目)]を有し、技術士登録を行っている者。RCCM(道路部門)又は土木学会認定土木技術者[特別上級、上級、1級](設計)有する者。 なお、上記①②に該当しない場合は指名しない。	4	4	・配置予定技術者について、経歴等を記載する。 ・外国資格を有する技術者の取扱いは、管理技術者と同様とする。	様式-5	・資格を証明できる書類(写)
	平成25年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記①②に該当しない場合は指名しない。 同種業務：自動車専用道路における道路設計 類似業務：道路法上の道路における道路設計	4	4	・配置予定技術者が過去に従事した主な「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成25年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務は、左記に示す業務とし、記載件数の上限は1件とする。 ・参加表明書の提出者以外が契約した業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。 ・我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等においては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。	様式-6	実績を証明できる書類(例)・テクリス(写) ・契約関係書類(写) ※業務1件につき、A4判1枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。
企業の社会性	ISO14000シリーズの資格の有無	下記の順位で評価する。 ①ISO14000を取得している。 ②ISO14000を取得していない。 なお、上記①に該当しない場合は加點しない。	1	-	・3項目のうちいずれか1つでも該当すれば配点するため、1項目のみを記載すればよい。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に従って選任された責任者の同法第14条に規定される「講習」受講経験は、令和2年度以降における経験の有無を記載する。 ・記載内容の有無を把握できる資料を添付すること。ただし、該当事項が無い場合は提出する必要はない。	様式-8	・ISO14000認証取得証明書(写)
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に従って選任された責任者の令和2年度以降における同法第14条に規定される「講習」受講経験の有無	下記の順位で評価する。 ①経験がある ②経験がない なお、上記①に該当しない場合は加點しない。					・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条に規定される講習の受講修了書(写)
	障がい者の法定雇用率の遵守	下記の順位で評価する。 ①法定雇用率を満足する。 ②上記を満足しない。 なお、上記①に該当しない場合は加點しない。					・厚生労働省に提出した直近の障がい者雇用状況報告書(写) ※ただし、法定雇用義務がない場合には、障がい者雇用状況報告書(様式-9)を添付すること。
働き方改革への取組み	企業としての就労環境整備への取組み	下記の順位で評価する。 ①くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし又はユースエールを取得している。 ②上記を取得していない。 なお、上記①に該当しない場合は加點しない。	1	-	・就労環境整備の取組みとして、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし又はユースエールの取得の有無を記載する。 ただし、上記内容のうち、いずれか1つが証明できればよい。 ・記載内容の有無を把握できる資料を添付すること。ただし、該当事項が無い場合は提出する必要はない。	様式-10	・くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし又はユースエールの取得を証明できる書類
【技術提案書】					・技術提案書(様式-11)に添付する様式は、様式-12、13に示すとおりとし、A4判2枚以内とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。	様式-11	
業務実施方針及び手順	業務理解度	目的、条件、内容、成果の理解度が高い場合に優位に評価する。	-	50	・本業務の特徴を踏まえた実施方針、工程計画、業務フロー、組織計画、照査計画などを簡潔に記載する。	様式-12	
	実施手順	①業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 ②業務の品質向上に対する取り組み姿勢が高い場合に優位に評価する。(組織計画を含む) ③業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。					
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。					
合計				100			
技術評価点(合計×2)				200			

参 加 表 明 書

調査等名           ●●自動車道   ■■地区道路詳細設計業務

履行期間           300日間

標記業務の指名競争の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、上記業務の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

○当社は、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。

○当社と資本関係又は人的関係のある者は、本業務の契約手続きには参加しません。

○今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

令和   年   月   日

西日本高速道路株式会社 ●●支社  
支社長 ●● ●● 様

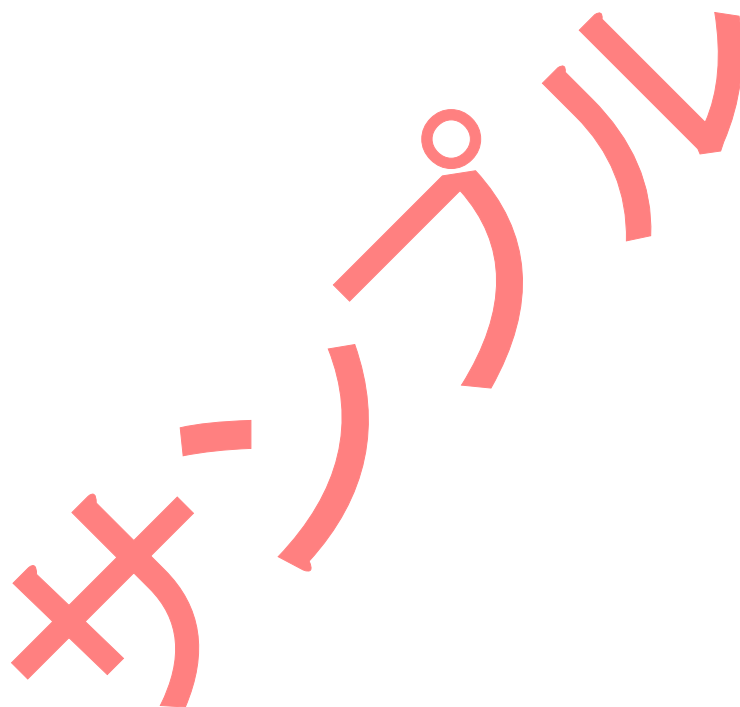
提出者) 住所  
電話番号  
会社名  
代表者

●●建設コンサルタント(株)  
役職名 氏名 印

作成者) 担当部署  
氏名  
F A X  
E-mail

・登録を受けている事業

登録業者名	登録番号	登録年月日	登録部門等
(記入例) 建設コンサルタント	番号	年 月 日	(記入例) 道路部門 土質及び基礎部門 地質部門



- ・企業の平成30年度以降の同種又は類似業務の実績

会社名) \_\_\_\_\_

業務分類	【同種業務】 ●● 【類似業務】 ●●
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住 所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：業務分類には、「別表」において定義した同種あるいは類似業務を示すこと。

注2：業務の概要及び技術的特徴については、具体的に記述すること。

注3：業務1件につき、A4判1頁までの図面、写真等の添付を行ってよい。

## ・業務の実施体制

委任若しくは下請負の予定	委任（下請負）先	(備考)
	委任（下請負）内容	
学識経験者等への技術協力の予定	協力先	(備考)
	協力を求める内容	

注：備考欄には、企業の技術的特徴、委任先たる理由について適宜記述すること。

配置予定技術者	氏名	所属・役職	担当する業務分野の内容
管理技術者			
担当技術者			
照査技術者			
現場作業責任者			

注1：氏名には振り仮名を記載すること。

注2：参加表明書の提出者以外の企業等に所属する者を配置予定技術者とする場合は、所属・役職の欄に、当該配置予定技術者の所属する企業等の名称を記載すること。

注3：担当技術者とは、管理技術者の下で当該業務及び打合せ等を主体的に実施する主任的立場の技術者のことであるが、業務分野ごとに担当技術者を配置する場合は、それぞれの業務分野の担当技術者について記載すること。





・配置予定技術者の平成25年度以降の業務実績及び業務成績

■■■■

業務分類	【同種業務】 ●● 【類似業務】 ●●
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住 所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	
業務成績	

注1：■■■■は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者の氏名を記述する。

注2：業務分類には、「別表」において定義した同種あるいは類似業務を示すこと。

注3：業務の概要及び業務の技術的特性については、具体的に記述すること。

注4：業務1件につき、A4判1枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。

・配置予定管理技術者の業務実績及び業務成績

■■■■

業務分類	業務名	TECRIS 登録番号	契約金額	履行期間	発注機関名 住所 TEL	評点	当該技術者の業務担当の内容

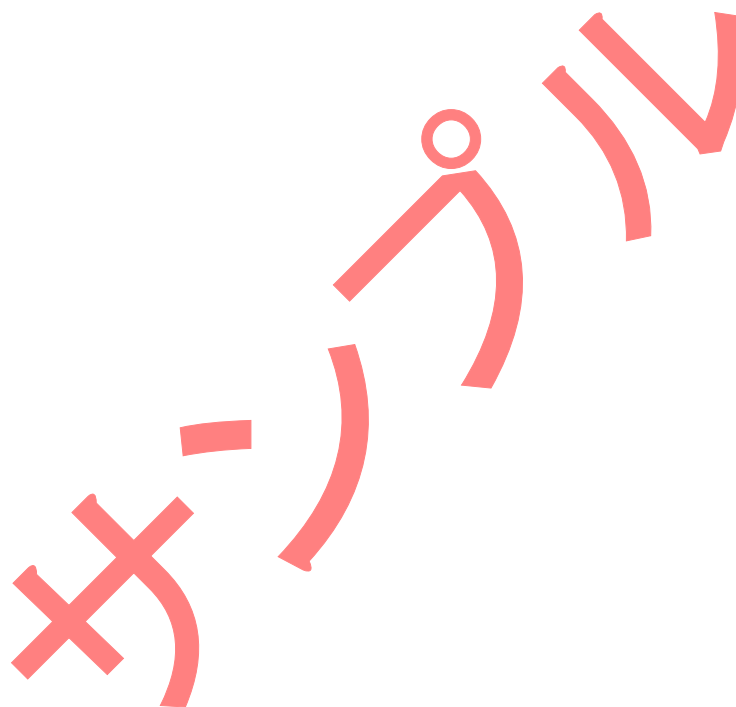
注1：■■■■は、管理技術者の氏名を記述する。

注2：業務分類には、「別表」において定義した同種あるいは類似業務を示すこと。

注3：記載する業務は、NEXCO東日本、中日本及び西日本の発注した業務のうち、平成30年度以降に完了した業務とする。

・企業の社会性 ※3項目のうちいずれかを評価

着目点	着目点の有無でいずれかを選択する
I S O 1 4 0 0 0シリーズの有無	有 ・ 無
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に従って選任された責任者の令和●年度以降における同法第14条に規定される「講習」受講経験の有無	有 ・ 無
障がい者の法定雇用率確保の有無	有 ・ 無



## 障がい者雇用状況報告書（法定雇用義務がない場合）

会社名 \_\_\_\_\_

区 分	合 計
実雇用率 (②/①) (※)	%
① 常用雇用労働者数	人
② 雇用障害者数 [(ア) + (イ) + (ウ)]	人
(ア) 身体障がいのある人	人
(イ) 知的障害のある人	人
(ウ) 精神障害のある人	人

※小数点第3位を四捨五入した数を記入すること。

## [記入要領]

- ・入札公告日時点での状況について記入してください。
  - ・会社全体における障がい者の雇用状況について記入してください。
- ①常用雇用労働者数」欄は、次のように1年以上継続して雇用される者を記入すること  
(ただし、週の労働時間が20時間未満の者を除く。)
- ア 雇用期間の定めのない労働者
  - イ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる者
  - ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる者
- 重度障がいのある方も、ダブルカウントせず、実数（頭数）で、週20時間以上、30時間未満の短時間労働者は0.5人として記入すること
- ②「雇用障害者数」欄は、(ア)、(イ)、(ウ)の合計を記入すること。  
重度障がいのある方も、ダブルカウントせず、実数（頭数）で、週20時間以上、30時間未満の短時間労働者は0.5人として記入すること。  
(ア)、(イ)、(ウ)には、次のように各区分に定める要件に該当する者を記入してください。

区 分	要 件
(ア) 身体障がいのある方	原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者及び7級の障がいを2つ以上重複している者
(イ) 知的障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●療育手帳の交付を受けている者</li> <li>●児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者</li> </ul>
(ウ) 精神障がいのある方	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## 就労環境整備への取組みの有無

会社名

## 1. 認証内容

くるみん	認証を取得している ・ 取得していない
プラチナくるみん	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの1段階目	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの2段階目	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの3段階目	認証を取得している ・ 取得していない
プラチナえるぼし	認証を取得している ・ 取得していない
ユースエール	認証を取得している ・ 取得していない

注1) 本店あるいは本社機能を有する事業主が資格を有していること（例えば、事業主が本店で、別記様式-1に記載の競争参加資格申請者が支店長である場合でも評価の対象とする）。

注2) 上記7つの内容のうち、いずれか1つが証明できればよい。

注3) くるみん、プラチナくるみん、えるぼし又はユースエールの取得を証明できる写しを添付すること。

## 2. 写しを添付

- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

技 術 提 案 書

調査等名           ●●自動車道   ■■地区道路詳細設計業務

履行期間           3 0 0 日間

標記業務について技術提案書を提出します。

令和   年   月   日

西日本高速道路株式会社 ●●支社  
支社長 ●● ●● 様

提出者) 住所  
電話番号  
会社名  
代表者

作成者) 担当部署  
氏名  
F A X  
E-mail

●●建設コンサルタント(株)  
役職名 氏名 印

